

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(岩沼市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 岩沼市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (昭和 3 0 年条例第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(降給に関する経過措置)

2 岩沼市職員の給与に関する条例 (昭和 3 2 年条例第 1 5 号) 附則第 2 6 項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第 2 6 項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第 2 7 条第 2 項に規定する職員の意に反する降給とする。

3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(岩沼市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 岩沼市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 (昭和 3 0 年条例第 3 9 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料及びこれに対する地域手当の合計額」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 1 0 分の 1 以下において任命権者が定める額に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(岩沼市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 岩沼市職員の給与に関する条例 (昭和 3 2 年条例第 1 5 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第 5 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 7 項を次のように改める。

7 5 5 歳 (規則で定める職員にあっては、5 6 歳以上の年齢で規則で定めるもの) を超える職員の第 5 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第6条第8項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を削る。

第6条の2から第6条の4までを次のように改める。

第6条の2 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、当該育児短時間勤務職員等の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第6条の4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第9条第1項中「度合」を「度」に改める。

第14条第1項中「場合はその」を「場合には、その」に改め、同項ただし書中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第7項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第8項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「1万1,300円」を「3万5,000円」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「1万4,600円」を「3万円」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条の3を次のように改める。

（特定の職員についての適用除外）

第22条の3 第6条第3項から第10項まで、第10条、第11条、第11条の3及び第20条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第10条、第11条、第11条の3及び第20条の2の規定は、短時間勤務職員には適用しない。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（60歳を超える職員の給料）

26 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第28項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第3項、第4項及び第6項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

27 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非

常勤職員

- (2) 岩沼市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第6号）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 岩沼市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

28 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第30項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

29 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

30 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第26項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第28項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第28項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第26項の

規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

32 附則第26項から前項までに定めるもののほか、附則第26項の規定による給料月額、附則第28項の規定による給料その他附則第26項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

33 育児短時間勤務職員等に対する附則第26項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額						
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

(非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(岩沼市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正)

第5条 岩沼市職員の特殊勤務手当支給に関する条例(昭和52年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(岩沼市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 岩沼市職員等の旅費に関する条例(昭和52年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「職員」の次に「(市の要請により職員となった者その他任命権者が特に必要と認める者に限る。)」を加える。

(岩沼市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 岩沼市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和52年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(岩沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 岩沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和53年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の4の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 岩沼市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 岩沼市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(岩沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第10条 岩沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「同法」を「育児休業法」に改め、同条第3項中「第28条の4第1

項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条の3第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第12条第1項第1号及び第17条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される岩沼市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される岩沼市職員の処遇等に関する条例(平成8年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 岩沼市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第12条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 岩沼市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(岩沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第13条 岩沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第14条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第

23号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第15条 岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第6条の2、第14条第2項及び第7項、第23条第1項並びに第23条の2第4項の規定の適用については、給与条例第6条の2中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年条例第21号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員に」とあるのは「当該任期付短時間勤務職員に」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員の属する」とあるのは「当該任期付短時間勤務職員の属する」と、「勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該任期付短時間勤務職員」と、「同条第1項」とあるのは「勤務時間条例第2条第1項」と、第14条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、同条第7項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員」とする。

(岩沼市教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正)

第16条 岩沼市教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例(平成27年条例第8号)の一部を次のように改正する。

本則中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第17条 職員の再任用に関する条例(平成13年条例第6号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(岩沼市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される岩沼市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、岩沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される岩沼市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、岩沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で

除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の岩沼市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第14条第2項及び第7項並びに第20条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 岩沼市職員の給与に関する条例第6条第3項、第6項、第7項、第9項及び第10項、第10条、第11条、第11条の3並びに第20条の2並びに新給与条例第6条第4項、第5項及び第8項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第26項から第33項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。

（岩沼市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の岩沼市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定を適用する。

（岩沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 岩沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(岩沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の岩沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第14条の規定による改正後の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定を適用する。

(岩沼市教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第16条の規定による改正後の岩沼市教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定を適用する。